

休日在宅医

月/日	医療機関	診療科	電話番号
10/6	にいな内科・循環器科	内・循・呼	71-1711
10/13	岡村クリニック	整形外科	72-7710
10/14	吾社クリニック	内科	71-3411
10/20	ゆうゆうの森クリニック	内科	55-9111
10/22	県南病院	神・精・内	72-0224
10/27	のだ小児科医院	小児科・アレ	71-1112

*休日在宅医は変更になる場合があります。受診する前に医療機関もしくははテレフォンサービス(☎23-9999)にて必ずご確認ください。

日曜給油店

月/日	給油店名
10/6	酒井串間店・津曲北方店・井手都井店
10/13	片平本町店・井上仲町店・井手都井店
10/20	坂元串間店・井手産商串間店・井手都井店
10/27	谷口本町店・三協西小路店・井手都井店

人口と世帯数[令和元年9月1日現在]

- 人口 17,393人(前月比-9人)
[男性 8,188人 女性 9,205人]
 - 世帯数 7,744世帯(令和元年9月1日現在)
- ※平成27年度国勢調査からの推計人口です。



国民健康保険への加入・脱退の手続きについて

新たに就職・退職・転職により社会保険などへ加入・脱退し、国民健康保険に加入・脱退されるときは、保険の切り替えをしなければなりません。切り替え手続きがない場合、国保税と社会保険料の**重複負担**や、社会保険など喪失日まで**さかのぼって国保税の支払いが発生**することがあります。

手続きにつきましては、必要書類などがありますので、あらかじめお問い合わせください。



問/税務課国保・介護賦課係 ☎内線263・264

最低賃金が変わります 宮崎県最低賃金が 時間額790円に改正されます

問 宮崎労働局労働基準部 賃金室 ☎0985-38-8836

宮崎県最低賃金は、本年10月4日(金)から「時間額790円」に改正される事になりました。最低賃金は、臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

ボート免許を所有するみなさんへ ボート免許更新講習について

問 西岡海事事務所 ☎0120-76-5554(通話料無料)

- 場所・日時
 - ①串間市アクティブセンター/10月19日(土) 午前10時～(午前9時受付開始)
 - ②日南市油津・高等水産研修所/10月4日(金)、11月5日(火)、12月5日(木) 午後1時～
- 費用 更新:9,000円 失効:15,000円(写真・送料込み)
- 主催 JML(旧社名:JEIS西日本)

法律・人権・行政などに関する相談会 無料相談

- 問
- ①市民生活課生活環境係 ☎内線253
 - ②社会福祉協議会 ☎72-6943
 - ③総務課総務係 ☎内線314・319
 - ④市民生活課市民係 ☎内線225・226
都城年金事務所 ☎0986-23-2571
 - ⑤市民生活課生活環境係 ☎内線253

- ①行政相談
 - ▷日時 10月21日(月) 午前9時～正午
 - ▷場所 市役所地下D会議室
 - ▷日時 10月23日(水) 午前10時～11時45分
 - ▷場所 本城支所
 - ▷日時 10月23日(水) 午後1時15分～3時
 - ▷場所 都井支所
 - ▷日時 10月24日(木) 午前10時～11時45分
 - ▷場所 市木支所
 - ▷日時 10月24日(木) 午後1時15分～3時
 - ▷場所 大東支所
- ②法律相談
 - ▷日時 10月21日(月) 午後1時～終了次第(要予約)
 - ▷場所 総合保健福祉センター
- ③人権相談
 - ▷日時 10月7日(月) 午前10時～午後3時
 - ▷場所 市役所地下D会議室
- ④年金相談
 - ▷日時 10月3日(木)・11月7日(木) 午前10時～午後3時
 - ▷場所 市役所1階A会議室

※事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。
※予約受付時間 平日午前8時半～午後5時15分
- ⑤消費者生活巡回相談
 - ▷日時 10月15日(火) 午前10時～午後3時
 - ▷場所 市役所1階市民生活課相談室

11月3日は文化会館へGO! どこでも博物館がやってきます!

問 学校政策課教育総務係 ☎内線375

博物館が出掛けていき、資料の展示紹介や体験講座を行う活動「どこでも博物館」が串間市にやってきます。昆虫拡大模型トンネルなど博物館資料の展示が盛りだくさん。串間市の皆さんぜひ「どこ博」へ遊びに来てください!

- 日時 11月3日(日) 午前9時～午後3時
- 場所 串間市文化会館



“防災ニュース”

■防災士養成研修が開催されました

8月17日(土)に市総合保健福祉センターにて防災士養成研修基礎コースが開催され、福島高校生を含む35人の多くの方が受講されました。研修では防災士や危機管理課職員が講師となり、最近の自然災害や地域での防災活動、身近にできる防災対策などについて学び、グループごとに分かれて実際の災害を想定した図上訓練が行われました。受講者は研修を通じて自然災害や防災に対する知識を深めました。



問/危機管理課危機管理係 ☎内線344

地球のメッセージ

message from the earth

10月1日は「浄化槽の日」です

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であるため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことがとても大切です。

浄化槽の管理者は、適正な維持管理のため、①保守点検、②清掃、③法定検査を受ける義務があります。

- ①保守点検:浄化槽内の微生物の管理、装置・機器の点検を行う
- ②清掃:浄化槽内の汚泥を取り除き、機械類の洗浄・掃除を行う
- ③法定検査:保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているか水質検査などにより判定する

浄化槽について正しい使い方・管理方法を実践し、きれいな水辺環境を目指しましょう。

問/市民生活課生活環境係 ☎内線252